

個人情報保護条例における「個人情報ファイル」概念の意義とその無整備状況の調査

高木浩光^{†1}

概要: 日本の個人情報保護法制は、民間部門と公的部門で規律が異なるだけでなく、地方公共団体では条例によって定められ、個人情報の定義すら異なることが問題とされ、2000 個条例問題と言われるようになった。本報告では、個人情報の定義よりも「個人情報ファイル」定義の有無に着目し、データ利活用とデータ保護を両立させるためには、「個人情報ファイル」概念の明確化こそが必要であることを示した上で、地方公共団体のほとんどがこれを明確に示していないことを示す。

キーワード: 個人情報保護法, 地方公共団体, 個人情報保護条例

Survey on Definition of "Personal Data File" in Prefectural and Municipal Ordinances on Personal Data Protection

HIROMITSU TAKAGI^{†1}

Abstract: Japan's personal data protection legislation differs not only by the private sector and the public sector but also by local ordinances in local governments. In these ordinances, even the definition of personal information is different, which is a problem, it came to be said "2000 ordinances problem". In this paper, we focus on the definition of "personal data file" rather than the definition of personal information. In order to achieve both data utilization and data protection, it is shown that clarification of the concept of "personal data file" is important, and most of local governments do not clarify this.

Keywords: Data Protection Act, local government, ordinance

1. はじめに

官民データ活用推進基本法が平成 28 年 12 月に成立し、国の行政機関や地方公共団体が保有する個人情報を非個人情報化して利活用することへの期待が高まっている。この非個人情報化に際して重要となるのが、法が定義している「個人情報ファイル」の概念である。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「行個法」と言う.)に規定された「個人情報ファイル」と、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個情法」と言う.)に規定された「個人情報データベース等」の概念は、匿名加工情報の作成方法の基準を規定した個情法施行規則 19 条 5 号において、「構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異」を勘案した措置を講ずることとされているように、個人情報ファイルが非個人情報ファイル化されたと言えるための要件として、当該ファイル中の各要素が互いに他の要素とどのような関係にあるかが重視されている。

しかしながら、地方公共団体(行個法も個情法も適用されない)においては、個人情報保護条例(以下「個情条例」と言う.)で規定されるべき「個人情報ファイル」定義が存在しない団体が存在しており、そのような団体が保有する

個人情報を非個人情報化しようとしても、個情法施行規則 19 条 5 号の規定を当てはめることができないという問題がある。

本報告は、全国の 1700 を超える地方公共団体が制定している個情条例について、定義規定の有無を集計し、「個人情報ファイル」の概念を定義している団体は 3 割に満たないことを示す。

加えて、各条例の制定時期との相関を分析し、我が国における個人情報保護法制の歴史的経緯を踏まえて、改めて「個人情報ファイル」定義が必要とされる理由を論ずる。

2. 関連研究

全国の個情条例について網羅的に調査した先行研究として、文献[1]及び文献[2]がある。

文献[1]は、政令指定都市 20 団体と都道府県 47 団体を対象に、①個人情報定義の類型(生存者への限定の有無、照合による識別における「容易に」の有無)、②実施期間の定義の類型、③電子計算機処理およびオンライン処理についての規制の類型、④個人情報ファイルに関する記述の有無の類型(定義の有無、公表義務の有無)、⑤個人情報保護審査会等の有無の類型、⑥個人情報収集制限の類型、⑦個人情報収集制限の例外の類型、⑧第三者提供制限の例外の類

^{†1} 産業技術総合研究所
National Institute of Advanced Industrial Science and Technology

型について、各類型の該当数をそれぞれ示した。

文献[2]は、全国の都道府県と市町村及び特別区について、各団体の Web サイトに掲載された条例の例規集を PDF ファイルとしてデータベース化することで、1726 の団体の個人情報条例を集積した。このデータを用い、①条例の制定年、②個人情報の定義（生存者への限定の有無、照合による識別を含むとするか否か、照合による識別における「容易に」の有無）、③要配慮情報に相当する収集制限の有無について、その該当数を集計して示した。

いずれの先行研究も、特に「個人情報」の定義に着目し、生存者に制限するか、照合による識別をどこまで含めるかについて、ばらつきがあることを示した。文献[2]は、実数を示す代わりに各都道府県ごとに市区町村の個人情報にどのような特徴があるかを割合で示し、「地域性がみられた」とした。

3. 本報告での調査

3.1 使用データと方法

本報告では、「個人情報ファイル」定義の有無に着目する。先行研究の文献[1]で、都道府県と政令指定都市について「個人情報ファイル」定義の有無が数えられているが、本報告では、全国の市町村と特別区まで対象を拡大して調査する。

調査には、文献[2]で用いられた「地方公共団体個人情報保護条例」データベースの提供を受け、これを用いた。PDF ファイルからプレインテキストファイルに変換し、文字コードを統一するなどした上で用いた。PDF からプレインテキストに変換できなかったもの（画像のみで提供され、OCR データが含まれていないものや、縦書きであるが故に OCR が正しくできていないもの等）が十数団体分あり、これらを除く 1714 の個人情報条例を対象とした。

コンピュータプログラムによる自動処理(Ruby により正規表現処理を多用したもの)を併用しながら、試行錯誤を繰り返すことによって集計を試みた。ここで言う試行錯誤とは、例えば、条例の制定年の自動抽出を試みているが、あるアルゴリズムで試行し、正しく抽出できているか目視である程度確認し、誤りがあればアルゴリズムを改善して繰り返したものである。したがって、誤って別の部分が抽出されているものが一部に存在する可能性は否定できない。

3.2 併合と除外

試行錯誤の過程で、「個人情報ファイル」の語そのものは用いられていないものの、概ね同趣旨の概念を指しているものとみられる語として、以下のものが見つかった。

- 「電子個人情報ファイル」
- 「個人情報電算ファイル」
- 「個人情報データファイル」
- 「個人情報電子ファイル」

これらは、「個人情報ファイル」に相当するものとして合

わせて数えることにした。

一方、「特定個人情報ファイル」の語が多く個人情報条例で用いられているが、これは別概念であることから、「個人情報ファイル」に相当するものとして含めていない。

本来、個人情報条例に「個人情報ファイル」の定義がまずあって、それを参照して「特定個人情報ファイル」が定義されるべきものと考えられるところ、「特定個人情報ファイル」の定義はあるのに「個人情報ファイル」の定義はない個人情報条例が多数あった。

また、「個人情報ファイル」相当の概念が、罰則部分にのみ現れる個人情報条例が多数あった。これは、個人の秘密に属する事項が記録された電算処理情報の個人情報ファイル（行個法 2 条 4 項 1 号相当のもの）を正当な理由なく提供する行為を処罰する行個法 53 条の規定に相当するものであり、他の規定で「個人情報ファイル」概念を用いていないのに罰則でのみ用いている例が散見された。そのような個人情報条例については、本報告で集計する「個人情報ファイル」概念を有するものとして数えないことにした。

4. 「個人情報ファイル」定義の集計結果

4.1 定義が存在する割合

今回の集計では、全 1714 の個人情報条例のうち、「個人情報ファイル」相当の定義を有するものは、487 条例であり、全体の 28.4%であった。

4.2 「個人情報」定義の類型との相関

このようなばらつきが生じたことについて、仮説として、「個人情報ファイル」の語を定義している団体は、行個法に合わせて条例を制定した（もしくは、後に合わせて改正した）ことが考えられる。そこで、「個人情報」定義に見られる特徴であるところの、照合による識別に「容易に」を求めているか否かとの相関を調べた。

表 1 は、「個人情報」定義の類型別の、「個人情報ファイル」が定義されている割合である。

表 1 「個人情報ファイル」の語が定義されている割合
Table 1 Ratio the Term "Personal Data File" Defined.

個人情報定義類型毎の割合（上段）該当数/全数（下段）			
照合型	容易照合型	OECD 型	それ以外
34%	47%	20%	—
(371 / 1083)	(18 / 38)	(91 / 575)	(7 / 18)

ここで、「照合型」とは、「個人情報」の定義において「(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」との括弧書きが存在するもの（行個法の定義相当）及びそれに類するもの、「容易照合型」とは、「(他の情報と容易に照合することができ、それにより(略))」との括弧書きが存在するもの（個情法の定義相当）及びそれに類するもの、「OECD 型」とは、「個人情報」定義が「個人に関する情報

であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と、OECD プライバシーガイドラインにおける「personal data」の定義「any information relating to an identified or identifiable individual」に近いもので、かつ、照合型や容易照合型に見られる括弧書きが存在しないものを指す。

表1の結果からは、「個人情報ファイル」定義の有無と個人情報定義の類型とは大した相関は見られない。

なお、照合型の個人情報定義は、1998年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」と言う。）が国会に提出されるまでは、（少なくとも国家法には）見られなかったもの（情報公開法では、5条1号の不開示情報の規定中に、行個法の個人情報定義によく似た条文がある。）であり、行個法法案が国会提出されたのは2002年である。それ以前には、1998年に国会提出され成立した「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（以下「昭和63年法」と言う。）があり、そこでの個人情報定義は、容易照合型であった。また、容易照合型の定義条文はこの昭和63年法で初めて登場したものである。

4.3 制定年との相関

「個人情報ファイル」定義は、昭和63年法にも存在した。2003年に成立した行個法でもほぼ同じ「個人情報ファイル」定義がある。民間部門では、2003年に成立した個情法の「個人情報データベース等」の概念がこれに近い。条例が「個人情報ファイル」定義の有無でばらつきがあるのは、何を参考にしたためなのか。そこで、次に、条例の制定年との相関がないかを確認した。

仮説として、1988年より前では、参考とする定義として

OECD プライバシーガイドラインが中心だったと考えられる。1988年以降では、昭和63年法の容易照合型がこれに加わり、1998年以降で情報公開法の照合型が加わり、2001年以降では、民間部門あるいは基本法である個情法の容易照合型が再び影響を及ぼすこととなり、2002年以降で、行個法（昭和63年法の全部改正）が登場したことで、改めて照合型の影響が増したと考えられる。また、個情法と行個法が全面施行されたのは2005年であり、これ以降の条例制定でこれらの国家法が参考にされたかもしれない。

なお、2012年には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」と言う。）の旧法案が国会提出され、2013年に新法案が成立しており、これを受けて「特定個人情報」に係る規律を組み入れるために、個情条例を全部改正する条例もあったと考えられる。

これらのことから、1988年、1998年、2001年、2002年、2005年、2013年を区切りとして、各区間の年代で制定された個情条例ごとに、「個人情報ファイル」定義の有無を調べた。同時に、各区間での個人情報定義の種類の分布も調べた。この結果を表2及び表3に示す。

表2の結果から、制定年と「個人情報ファイル」定義の有無との間に、ほとんど相関が見られない。2013年以降の制定で定義を有する条例の割合がやや増加しているのは、番号利用法の影響がわずかながら現れているものであろうか。

表3の結果を見ると、個人情報定義の類型についても、制定年に対してさほど相関が見られない。

表2 年代別の「個人情報ファイル」定義割合

Table 2 “Personal Data File” Defined by Year.

年代毎の割合（上段） 該当数/全数（下段）						
～1987	1988～1997	1998～2000	2001	2002～2004	2005～2012	2013～
— 5 / 8	30% 29 / 96	25% 55 / 218	21% 27 / 128	29% 134 / 458	29% 219 / 760	40% 18 / 45

表3 年代別の個人情報定義の類型

Table 3 Types of “Personal Information” Definition by Year.

個人情報定義の類型	年代毎の種類の割合（上段） 該当数/全数（下段）						
	～1987	1988～1997	1998～2000	2001	2002～2004	2005～2012	2013～
照合型	— 5 / 8	69% 66 / 96	38% 83 / 218	50% 64 / 128	63% 289 / 458	72% 544 / 760	71% 32 / 45
容易照合型	— 1 / 8	0% 0 / 96	1% 2 / 218	2% 2 / 128	2% 10 / 458	3% 22 / 760	2% 1 / 45
OECD型	— 2 / 8	31% 30 / 96	58% 126 / 218	48% 62 / 128	34% 156 / 458	24% 186 / 760	27% 12 / 45

強いて挙げれば、OECD型の個人情報定義が制定される割合はやや減少傾向にあることと、それに相対する形で照合型の定義が増加傾向にある。容易照合型は全区間を通して割合がごく少ない。

この結果から、「個人情報ファイル」定義の有無が条例によってばらつきがあることの原因について、何ら推測することはできなかった。

制定の時期について調べたが、改正年については調べていない。制定後の改正によって「個人情報ファイル」定義が加えられた可能性があり、また、個人情報定義が変更された可能性もあるところ、改正前の旧版の条例は収集していないことから、これらについてはまだ調査できていない。

5. 自治行政局研究会の調査との比較

5.1 個人情報定義類型の比較

個人情報定義の類型のばらつきについては、平成28年9月から総務省自治行政局で開催されている「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」[3]でも報告されている。

この研究会の第2回会合（同年11月28日開催）で配布された「資料3 個人情報の定義の明確化」には、以下の図1に示す表が掲載されていた。

	都道府県	市区町村
他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含む。 【行政機関個人情報保護法と同じ。】	43 団体 (91.5%)	1352 団体 (77.7%)
他の情報との容易な照合により特定の個人を識別することができるものを含む。 【個人情報保護法と同じ。】	4 団体 (8.5%)	240 団体 (13.8%)
他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含まない。(情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものに限る。)	0 団体 (0%)	149 団体 (8.6%)
合計	47 団体	1741 団体

※ 平成28年4月1日現在 (速報値)

図1 自治行政局研究会での報告(1)

Figure 1 Survey Report by Local Administration Bureau (1).

	都道府県	市区町村
他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含む。 【行政機関個人情報保護法と同じ。】	43 団体 (91.5%)	1451 団体 (83.3%)
他の情報との容易な照合により特定の個人を識別することができるものを含む。 【個人情報保護法と同じ。】	4 団体 (8.5%)	290 団体 (16.7%)
合計	47 団体	1741 団体

※ 平成28年4月1日現在 (速報値)

図2 自治行政局研究会での報告(2)

Figure 2 Survey Report by Local Administration Bureau (2).

個人情報定義の類型を3つに分類し、その2つは、本報告で分類した照合型及び容易照合型と同趣旨と見られる。3つ目の類型は、照合により識別可能となるものを含むとする括弧書きがないものを指していると思われるが、この大部分は、本報告で分類したOECD型と同趣旨と思われる。

しかしながら、示されている該当する団体数は、本報告とは大幅に異なっている。容易照合型は、本報告では1714団体中38団体であったが、自治行政局の報告では240団体もある(1741団体中)とされている。これほどの差が生じた原因は不明である。なお、文献[2]での調査結果と比較すると、文献[2]は結果を数値で掲載しておらず、グラフしか掲載していないため、割合を正確に読み取ることは困難であるが、容易照合型はわずかしか存在しないことが読み取られるので、本報告で2%程度としていることと、さほど変わらないように見える。

ところで、この自治行政局の「資料3」は、公表された後の同年12月20日に差し替えられ、図1の表は、前掲の図2に示す内容に訂正されている。3つ目の類型が消滅し、照合型と容易照合型の2つに分類され直したようで、容易照合型も290団体へと増加している。本報告とはさらにかき離れた結果となっているが、どのような基準で分類され直したのか、資料には書かれておらず、原因は不明である。

5.2 「個人情報ファイル簿等」との違い

自治行政局のこの研究会では、「個人情報ファイル簿」についても調査が行われ、第2回会合で、「資料4 要配慮個人情報の取扱い」との文書の中で、以下の図3に示す「個人情報ファイル簿等の公表」と題する表が掲載されている。

	都道府県	市区町村
個人情報ファイル簿等の公表	47 団体 (100%)	1544 団体 (88.7%)
うち収集制限等を行っているセンシティブ情報の有無を記載	42 団体 (89.4%)	851 団体 (48.9%)
個人情報ファイル簿等の作成のみ	0 団体 (0%)	64 団体 (3.7%)
未作成	0 団体 (0%)	133 団体 (7.6%)
合計	47 団体	1741 団体

※ 平成28年4月1日現在 (速報値)

図3 自治行政局研究会での報告(3)

Figure 3 Survey Report by Local Administration Bureau (3).

この表によれば、「個人情報ファイル簿等」の作成を条例に規定していないのは133団体(7.6%)しかなく、残りの92%の地方公共団体が整備済みとしている。

このことが、本報告の「個人情報ファイル」定義が存在する条例が全体の28.4%しかないとすることと、一見食い違うようであるが、「個人情報ファイル」と「個人情報ファ

イル簿等」とは別概念である点に注意が必要である。

「個人情報ファイル簿」とは、行個法 11 条（個人情報ファイル簿の作成及び公表）で作成と公表が義務付けられているものである。

「個人情報ファイル簿」は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルのうち一定の基準を満たすものについて、その名称、利用目的等を一覧表としたファイル簿を作成し、公表するものとしているものである。したがって、「個人情報ファイル簿」の概念は、「個人情報ファイル」の概念の存在を前提としている。

これに対し、自治行政局研究会でのこの報告が言う「個人情報ファイル簿等」の「等」とは、行個法の「個人情報ファイル簿」のみならず、地方公共団体の条例に散見される「個人情報取扱事務登録簿」をこれと同一視し、これに含むものとしたものである。

「個人情報取扱事務登録簿」は、「個人情報ファイル」概念とは別に、個人情報を取り扱う事務についての登録簿であり、必ずしもそこに「個人情報ファイル」の概念、及びそれに相当する概念の存在を前提としていないものである。

このため、自治行政局の報告が言う「個人情報ファイル簿等」の規定の整備状況が 92%にも及ぶにしても、本報告が示すように「個人情報ファイル」定義の整備が 28.4%にしか及ばないことは矛盾しない。

自治行政局の研究会での報告では、「個人情報ファイル」定義の整備状況については調査されなかったようである。このことから、自治行政局が、「個人情報ファイル」概念を重要なものと考えていない様子が窺われる。

この研究会は、行個法の平成 28 年改正法が、「非識別加工情報」（個情法で言うところの「匿名加工情報」に相当するもの。以下ここでは「匿名加工情報」の語で統一して呼ぶことにする。）の制度を新たに導入したのに対応して、地方公共団体の条例にも匿名加工情報の制度を導入することについて検討がなされているものである。

行個法の匿名加工情報は、個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルを対象とすることとされていることから、自治行政局は、「個人情報ファイル簿」の整備状況についてのみ調査したと思われる。

6. 「個人情報ファイル」定義の重要性

前述のように、自治行政局は、行個法の匿名加工情報の制度を地方公共団体の条例にも導入することについて、「個人情報ファイル簿」さえ整備されていれば足りると考えたようであるが、「個人情報ファイル」の概念がなければ、匿名加工情報の制度は成り立ち得ないことを指摘しておきたい。

匿名加工情報の制度が成立するためには、匿名加工情報の作成方法、すなわち、個人情報を匿名加工情報に加工する方法が重要となる。この作成方法について、個情法も行

個法も、個人情報委員会規則で定められる基準に従って加工するものとしている。

個人情報保護委員会は、平成 28 年 11 月に、その規則に当たる個情法施行規則を公布した。その規則 19 条 5 号は次の通り規定している。

第 19 条 法第 36 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

このうち、「当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の（中略）性質を勘案」とは、ある一つの個人情報について匿名加工情報に加工しようとするとき、その個人情報が属している個人情報ファイル（個情法では「個人情報データベース等」）に属する、当該個人情報以外の他の要素である個人情報のそれぞれと、元の個人情報との「差異その他の性質」を勘案することとしているものである。

これは、従前、個人情報からなるデータベースの匿名化の議論の中で、「k-匿名化」といった技術指標（これに限られず、他の匿名化技法についても同様に）が論じられる際に、その加工方法として行われていることを、条文の形で示したものと見えよう。

こうした従前の匿名化手法では、一つのデータベースの存在を当然の前提としてきた。すなわち、そのような個人情報のデータベースを個票のリストと捉え、個票を「行」と捉えれば、「列」に並ぶ属性情報の種類が、対象とする全データについて同様に存在していることを当然の前提としている。

このような前提は、法が規定する「個人情報ファイル」にも共通する性質である。「個人情報ファイル」の概念は、昭和 63 年法のときから存在したものであり、1988 年の制定当時から、当然のものとしてそのような性質を備えていた。

この概念が大半の地方公共団体の個情条例に存在しないのは、どのような経緯によるものかは定かでないが、ビッグデータ利活用のために、個人情報ファイルを非個人情報化し、匿名加工情報に加工して第三者に提供する事務を実現するに際して、障害となり得る。

「個人情報取扱事務登録簿」を作成しているが、「個人情報ファイル」の概念がない地方公共団体においては、当該登録簿に登録されている事務で扱う個人情報が、実質的に「個人情報ファイル」相当の形態で管理されている場合もあるだろうが、そうとは限らず、散在情報（行個法において個人情報ファイルを構成しない保有個人情報を言う。）の形態で存在する個人情報まで対象となる場合があり得る。その

場合、個人情報保護委員会規則が定める匿名加工情報の作成に係る基準を、当てはめることができないという問題が生じ得る。

7. おわりに

平成 28 年の行個法の改正法により、国の行政機関が保有する個人情報ファイルのデータを匿名加工情報に加工して利活用する制度が始まろうとしている。加えて、官民データ活用推進基本法が成立し、国の行政機関のみならず、地方公共団体が保有する個人情報についても、非個人情報化して利活用することへの期待が高まっている。

こうした、非個人情報化、匿名加工情報への加工のためには、適切な匿名化が行われたかの基準の尺度として、同一の「個人情報ファイル」に並べて保有されている個人情報の各要素との差異その他の比較が必要であり、匿名化技法の議論には当然の前提とされている。

それにもかかわらず、地方公共団体の個人情報保護条例には、「個人情報ファイル」の概念を定義していないものが多く、本報告の調査により、これを整備している条例の割合は 28.4%にすぎないことがわかった。

そして、総務省自治行政局は、匿名加工情報の制度の地方公共団体への導入を検討する研究会において、「個人情報ファイル」概念の重要性を認識していない様子が窺えた。

「個人情報ファイル」は、1988 年成立の昭和 63 年法から一貫して存在してきた概念であるにもかかわらず、「個人情報ファイル簿」として公表することの意義しか理解されなかったのか、地方公共団体には普及してこなかったようである。

官民データ活用推進基本法に基づく施策が進めば、今後、地方公共団体のみならず、国の行政機関が保有する個人情報ファイルと、民間事業者が保有する個人情報（個人データに限る）とを、統一的に取り扱うことが必要となってくると考えられる。我が国の個人情報保護法制は、民間部門と公的部門とで異なっており、産業界からはその統一を図るべきとする要望も聞かれるが、公的部門の行個法は、情報公開法と表裏一体の構成となっており、散在情報（個人情報ファイルを構成しない保有個人情報）まで保護の対象としていることから、単純に民間部門と統一することはできない。

しかし、公的部門の行個法の規律は、散在情報に対する規律と、個人情報ファイルに対する規律との二層構造となっており、個人情報ファイルに係る規律だけ捉えれば、民間部門が「個人情報データベース等」を規律の対象としていることと同列に扱うことも可能ではないか。

そのような観点から、個人情報ファイルを中心として、公的部門と民間部門の規律を部分的に統一する（散在情報に係る規律と情報公開法に係る規律は従前のままとして）ことができれば、官民の垣根を越えた適正なデータ利活用

がスムーズに実現できるようになるかもしれない。同様の考え方は、地方公共団体の個人情報保護条例にも適用できるはずであるところ、残念ながら、「個人情報ファイル」概念を定義してすらいらない地方公共団体が大半である。昨今、「条例 2000 個問題」と呼ばれるようになった、個人情報保護条例の不統一の問題は、官民データ利活用の観点からは、まず「個人情報ファイル」概念の導入から始めてはどうかと提案したい。

謝辞 本研究に際し「地方公共団体個人情報保護条例」データベースを快くご提供くださいました情報セキュリティ大学院大学の湯浅壘道教授とその作成に携わられました共同研究者及び協力者の方々に感謝いたします。

「地方公共団体個人情報保護条例」クレジットより転載：

「各地方公共団体の個人情報保護条例の収集は、電気通信普及財団平成 26 年度（2014 年度）研究調査助成「オープンデータにおける地方自治体の住民の個人情報の取り扱いに対する住民の合意形成を可能とする個人情報保護対策に関する実証的研究（継続）」（研究代表：湯浅壘道）の研究の一部として、2015 年～2016 年に実施したものです。

各地方公共団体の例規集がインターネット上で公開されている場合は、そこから条文を収集し、例規集がインターネット上で公開されていない場合には直接担当部局に条例本文の提供を依頼して収集しました。

条例の収集にあたっては、西郡裕子氏（情報セキュリティ大学院大学博士前期課程）、伊藤梨乃氏（情報セキュリティ大学客員研究員）の協力を得ました。」

参考文献

- [1] 伊藤新, 上原哲太郎. 各都道府県および政令指定都市の個人情報保護条例の比較, 情報処理学会研究報告, Vol.2014-CSEC-66, 2014.
- [2] 西郡裕子, 湯浅壘道. 個人情報保護条例の分析, コンピュータセキュリティシンポジウム 2016, 2016
- [3] 総務省自治行政局. 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会,
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihoukoukyou_personal/